

就学指定校の変更制度について

市教育委員会では、市立各小中学校の通学区域を定め、児童生徒の住所によって就学すべき小中学校を指定しています。

指定校に就学していただくことが原則となりますが、子どもや保護者のさまざまな事情により学校の変更を希望する場合には、保護者からの申し立てにより、「指定校変更許可基準」に基づき、教育委員会が相当と認めたときは、指定した小学校又は中学校を変更することができます。

指定校変更が認められるには、以下の基準に適合し、通学距離や通学経路に安全が確保されることが必要です。条件に適合しない場合や、受け入れ先の学校の事情により認められない場合があります。

【指定校変更許可基準】

1. 転居に伴い、従前の就学校を希望するため
2. 指定校までの通学距離が概ね2.5 Kmを超える場合で、通学距離の短縮できる小学校を希望するため
3. 住居の新築・改築により一時的に学区外に転居するため又は新築により事前に転入学を希望するため
4. 下校時に保護者が自宅に不在のため
5. 住民票が居所にないため
6. 不登校等の理由によるため
7. 特別支援学級へ入級のため
8. 心身の障害又は疾病によるため
9. 指定校に入部を希望する部活動がなく、その部活動がある近隣の中学校を希望するため
10. その他の特殊事情のため

- 指定校変更の申請は、教育委員会学校教育課で受け付けています。
- 添付書類は必要に応じて提出していただきます。

【お問い合わせ】 学校教育課 382-7618